

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

福 山 市 長
（保健福祉局長寿社会応援部介護保険課）

2018 年度（平成 30 年度）介護報酬改定における契約時の説明等について（再周知）

平素より本市福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、感謝申しあげます。

さて、2018 年度（平成 30 年度）の介護報酬改定により、ケアマネジメントの公正中立性と利用者の意思に基づいた契約であることを確保するために、

指定居宅介護支援事業者は、2018 年（平成 30 年）4 月以降に契約した利用者（利用申込者又はその家族）に対して、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、

- ①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること
- ②利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること

等につき十分説明を行わなければならなくなりました。

この内容を利用者に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用者から署名を得なければならなくなりました。

このことについては、2018 年（平成 30 年）3 月の集団指導において周知し、6 月には通知を发出、12 月には居宅介護支援事業所向けの説明会において周知してきました。さらに、2020 年（令和 2 年）3 月には集団指導に係る配布資料の補足資料にて再周知を行いました。繰り返しの周知にも関わらず、今なお実地指導等において、文書の内容が不十分であったり、文書を交付して説明を行っていないため、運営基準減算となった事例が発生しています。運営基準減算の遡及適用により初回加算・特定事業所加算も併せて減算になることにより、数百万円の過誤調整が発生した事例もありました。

これらの経過を踏まえて、改めて周知いたします。各事業所において、契約時の説明等について、今一度、別紙 1「参考条例等」・別紙 2「2018 年度（平成 30 年度）介護報酬改定における契約時の説明等についてのチェックリスト」・別紙 3「内容が不十分な事例」を参考に御確認ください。別紙 2 のチェックリストで、全てにチェックが入らない場合は、改善してください。

（問い合わせ先）
福山市保健福祉局
長寿社会応援部介護保険課
事業者指導担当
TEL:084 - 928 - 1232